

長寿医療 後期高齢者医療

こんな時には、申請を！

医療費の自己負担が高額になったとき

高額医療費を支給します

1カ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、「高額医療費」として限度額を超えた額を支給します（限度額は、【表1】のとおりです）。

該当する方には、口座に振り込む前に「支給決定通知書」でお知らせします。
また、該当する方のうち、まだ振込先口座を登録していない方には「申請書」を送付しますので、役場保健福祉課窓口（総合ケアセンターゆくり内）へ提出してください（申請書を一度提出すると、その後は自動的に口座に振り込まれます）。

【表1】高額医療費の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来の限度額 （個人ごと）	外来＋入院の限度額 （世帯ごと）
現役並み所得者	44,400円	※1） 80,100円＋1%
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。
また、過去12カ月の間に、外来＋入院の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は44,400円です。

入院したとき

食費や居住費がかかります

入院したときは、かかった医療費の自己負担のほかに、食費を自己負担します【表2】。
なお、療養病床に入院したときは、食費と居住費を自己負担します。

【表2】入院したときの食費および居住費

所得区分	入院したとき		療養病床に入院したとき	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	260円	320円	460円	320円
一般	260円	320円	460円	320円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ (90日を超える入院は160円)	210円	210円	320円
	区分Ⅰ	100円	130円 (老齢福祉年金受給者は100円)	320円 (老齢福祉年金受給者は0円)

※住民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱの方）は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場保健福祉課窓口へ申請してください。

保険料を年金天引きから口座振替に変更できます

保険料は税金の控除対象となります

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。
保険料が年金から天引きされている場合は、天引きされている方の控除の対象となります。
なお、本人以外の世帯主か配偶者の口座から保険料を納める場合は、口座振替によって支払った世帯主か配偶者の方が控除の対象となります。

※年金天引きから口座振替に切り替わる時期は、役場への申請時期により異なります。

- ①国民健康保険料を世帯主として確実に納めていた方（過去2年間未納がない方）
 - ②世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方
- 本人の口座から引き落としができます
- 保険料が年金天引きされている方今後、年金天引きになる方も含みます）のうち、次のいずれかにあてはまる方は、役場保健福祉課窓口への申請により保険料を口座振替で納めることができます。

厚真町副町長就退任にあたって

8月31日をもって任期満了となりました厚真町副町長は、9月1日に開催された第4回町議会臨時会で古川元三氏が議会の同意を得て選任されました。

ふるかわげんぞう 古川元三副町長



昭和23年女満別町（現・大空町）生まれ。網走南ヶ丘高校卒業。厚真町土地改良区職員を経て昭和48年厚真町職員に。総務課長、総務民生部次長、平成13年4月から議会事務局長。一男一女は独立し現在は妻早苗さんと2人暮らし。趣味は家庭菜園、映画鑑賞、旅行等。本郷地区在住。59歳。

就任

このたび、町議会の選任同意をいただき、九月二日をもって副町長に就任いたしました。
もとより浅学非才の身であり、この重責を思うと、まさに身の引き縮まる思いであります。ふるさと厚真のために誠心誠意努力を傾注すべく、決意を新たにしているところでございます。
地方自治を取り巻く情勢は、今、地方分権改革によりまして、国の関与が少なくなり、自己決定、自己責任へという流れが進んでおりますが、一方では国の三位一体改革以降、地方財政が一段と厳しさを増しております。
また、社会情勢も、急速に進む少子高齢化、食に対する安全安心の高まり、原油価格の急騰、食料品を始めとする諸物価の上昇など、さまざまな面で大きく変化しつつあり、それに伴い住民ニーズもますます多様化、高度化をしていくものと思われまします。
このように本町を取り巻く環境がますます厳しく、複雑多様化する中で、副町長の重任を仰せつかったわけでありますが、与えられた職責のもとで今まで培ってきた知識と経験をいかし、宮坂町長が掲げた、徹底した現場主義と対話を基本とした「厚真町のすばらしい風土を活かしたまちづくり」のために全職員とともに知恵を絞り、汗を流してまいる所存でございます。
今後とも町民の皆さまのいっそうのご指導とご支援を心からお願い申し上げます。

まちづくりのために
全職員とともに知恵を絞り
汗を流したい

畑嶋征二前副町長



8月29日、役場で行われた退任式で町職員を前にあいさつをする畑嶋前副町長。畑嶋前副町長は、昭和19年5月厚真町生まれ。平成12年9月から助役（副町長）として2期8年。本郷地区在住。

その後、平成十二年九月から助役・副町長という要職を二期八年担わせていただきました。この八年間、藤原前町長のご指導を賜りながら、誠心・誠実を信条とし、職員と心をひとつにして、よりよい町づくりのために努力を重ねてきたつもりであります。もとより私の力は微力でありましたことから、数多くの町民の皆さまのご指導やご助言を賜りますとともに、先輩職員や同僚職員の支え

その後、平成十二年九月から助役・副町長という要職を二期八年担わせていただきました。この八年間、藤原前町長のご指導を賜りながら、誠心・誠実を信条とし、職員と心をひとつにして、よりよい町づくりのために努力を重ねてきたつもりであります。もとより私の力は微力でありましたことから、数多くの町民の皆さまのご指導やご助言を賜りますとともに、先輩職員や同僚職員の支え

その後、平成十二年九月から助役・副町長という要職を二期八年担わせていただきました。この八年間、藤原前町長のご指導を賜りながら、誠心・誠実を信条とし、職員と心をひとつにして、よりよい町づくりのために努力を重ねてきたつもりであります。もとより私の力は微力でありましたことから、数多くの町民の皆さまのご指導やご助言を賜りますとともに、先輩職員や同僚職員の支え

退任

誠心・誠実を信条として職責を全う
皆さまに心からお礼と感謝

このたび、任期満了に伴いまして八月三十一日をもって副町長の職を退任させていただきました。私は昭和四十年四月厚真町役場に奉職させていただき、一般職としては産業課嘱託職員をスタートとし総務民生部長に至るまで、総務民生部門を中心に三十五年余在職させていただきました。
その後、平成十二年九月から助役・副町長という要職を二期八年担わせていただきました。この八年間、藤原前町長のご指導を賜りながら、誠心・誠実を信条とし、職員と心をひとつにして、よりよい町づくりのために努力を重ねてきたつもりであります。もとより私の力は微力でありましたことから、数多くの町民の皆さまのご指導やご助言を賜りますとともに、先輩職員や同僚職員の支え

その後、平成十二年九月から助役・副町長という要職を二期八年担わせていただきました。この八年間、藤原前町長のご指導を賜りながら、誠心・誠実を信条とし、職員と心をひとつにして、よりよい町づくりのために努力を重ねてきたつもりであります。もとより私の力は微力でありましたことから、数多くの町民の皆さまのご指導やご助言を賜りますとともに、先輩職員や同僚職員の支え